

第3節 平成24年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

(1) 取組方針の決定

平成24年度においても、政策評価・独立行政法人評価委員会では、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととした。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととした(図表50及び51並びに資料25参照)。

図表50. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

I 事務・事業の見直しの方針 (1. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針)

- これまで以上に厳しい見直し
- 特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討

<アクション>

- 「独立行政法人見直しの3原則」等の「経済財政改革の基本方針2007」、関連閣議決定その他の政府の改革方針を踏まえる
- 行政減量・効率化有識者会議、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会等と連携する。 → P.7
- 多種多様な独立行政法人を通じて見直しの視点を網羅するものとして、平成18年度に定めた「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」を、今年度の見直し対象法人に対しても適用する。 → P.3

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

図表51. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針(見直しの視点)

事務・事業の見直しの視点

共通的な4つの見直しの視点 <基本的考え方> 法人の業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳入の縮減を図る。

- ① **業務の廃止・縮小・重点化** 「官から民へ」の観点から徹底的に見直し(引き続き行う業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定)
国の政策そのものの必要性、事業のニーズ・効果、コスト、収支改善の見込み等のチェック
- ② **経費の縮減・業務運営の効率化** 上記①を検討した上で、経費の縮減の徹底・業務運営の効率化を検討
このため、例えば、(ア)業務縮小部門はもとより間接部門、出先機関等について整理合理化、(イ)原則一般競争入札の徹底、(ウ)業務の民間委託を検討
- ③ **自己収入の増加** サービスの有料化や料金水準の引上げなどによる受益と負担の関係を適正化、土地・建物等の資産について有効活用や売却等による、法人の自己収入の増加を検討
- ④ **ディスクロージャーの充実** 事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理などを検討

1 国の施策に対応した業務の重点化・効率化 2 収支改善と国民負担の縮減(業務実施コストの改善)

業務の類型ごとの見直しの視点 法人ごとに以下のような個別具体的業務の性質や実態に即して検討

融資等業務

教育・訓練・研修業務

施設の設置・運営業務

助成業務

調査・研究開発業務

※ 以上は、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」としてまとめられ、平成19年度以降も当面適用する事務・事業の見直しの視点である。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が平成19年7月11日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(概要)」による。

(2) 見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 24 年度末に中期目標期間が終了する 27 法人を所管する 8 府省の主務大臣から平成 24 年 8 月末までに当該法人に係る見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した(図表 46 及び図表 47 参照)。

(3) 勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 25 年 1 月 21 日に独立行政法人 27 法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 24 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 52 に示すとおりである。

図表 52. 平成 24 年度における「勧告の方向性」(報道資料)

平成 25 年 1 月 21 日

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」 (概要)

〔平成24年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について〕

【勧告の方向性とは】
 中期目標の期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。
 その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)相談役、独立行政法人評価分科会長:阿曾沼元博・順天堂大学客員教授・混志会がん医療グループ代表)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。
 本年は、平成24年度末に中期目標期間が終了する27の独立行政法人等を対象に指摘(延べ209項目)を取りまとめています。
 ⇒ 見直しの具体例はP.1～2を、法人別の主な指摘事項はP.4～18を参照。

1. 見直しの具体例

(1) 法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 北方領土問題対策協会(内閣府) <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発事業について、複数の視点から多角的に国民の関心度を分析・測定。また、北方領土問題に関心が薄いとされる若年層に対する啓発を重点的に実施 ○ 統計センター(総務省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 製表業務について、コスト分析を行った上で、効率的な作業を実施 ○ 造幣局・国立印刷局(財務省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な経費について、偽造防止の観点に配慮しつつ、第三者が検証できるよう情報を開示 ・ 変動費についても削減への取組を促進 ○ 日本学術振興会(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究助成の評価について、客観性の一層の向上を図るため具体的方策の検討・実施 ○ 理化学研究所(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術政策全体の中での研究所の使命と達成すべき目標の明確化。ライフイノベーション等について他の研究機関との役割分担・連携を図り達成水準を次期中期目標に明記 ○ 宇宙航空研究開発機構(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間による宇宙開発利用促進のため、衛星運用・ロケット打上げ等の民間への更なる技術移転等 ○ 日本スポーツ振興センター(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ振興のための助成業務について、より効果的な助成を行うため成果指標を設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本芸術文化振興会(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化振興のための助成事業について、より効果的かつ効果的な実施を図るため、文化庁事業の振興会への一元化について検討 ○ 日本私立学校振興・共済事業団【助成業務】(文部科学省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付事業について、少子化等で私学の経営環境が厳しくなる中で私学経営安定化のために事業を実施し、リスク管理機能を強化 ○ 勤労者退職金共済機構(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職金未請求者の縮減方策の検討 ○ 福祉医療機構(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付事業について、民業補完を徹底し、対象の重点化・民間金融機関と協調した融資の推進 ○ 農畜産業振興機構(農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約野菜のリレー出荷に係る特例措置について、制度利用を推進するため、流通事業者等のネットワークの活用等 ○ 農業者年金基金(農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会や農協に対する委託費の積算の適正化 ○ 農林漁業信用基金(農林水産省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率、保証料率に関して、現中期目標期間の事故率等を踏まえた適正な見直し ○ 新エネルギー・産業技術総合開発機構(経済産業省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの必要性が高まっていることから、グリーン・イノベーション分野に重点化 |
|--|---|

- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省)
 - ・ 資源の探鉱・開発支援事業について、達成すべき内容や水準等を可能な限り定量化・具体化
 - 国際観光振興機構(国土交通省)
 - ・ 海外業務への重点化に当たり、職員の海外シフトを推進
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省)
 - ・ 船舶共有建造業務について、債権管理の徹底、繰越欠損金の削減計画の策定等により、海事勘定の財務改善を推進
 - 日本高速道路保有・債務返済機構(国土交通省)
 - ・ 笹子トンネル天井板落下事故を受け、高速道路会社と一体になって老朽化対策強化、管理水準の向上を図り、高速道路の安全性を一層向上
- など

(2) 業務実施体制の見直し

- 国立印刷局(財務省)
 - ・ 東京病院について、現行中期目標期間中に法人の事業としては廃止
 - 日本万国博覧会記念機構(財務省)
 - ・ 平成25年度末の万博機構の廃止を視野に、公園事業を大阪府へ移管等
 - 高齢・障害・求職者雇用支援機構(厚生労働省)
 - ・ ポリテクセンター等について、都道府県への移管促進等
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国土交通省)
 - ・ 国鉄清算事業東日本支社の平成24年度末の廃止。同支社に係る人員の合理化等
 - ◇ 事務・事業の縮減等を踏まえた組織・人員の合理化等
 - ・ 国民生活センター(消費者庁)
 - ・ 統計センター(総務省)
 - ・ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(厚生労働省)
 - ・ 農業者年金基金(農林水産省)
 - ・ 農林漁業信用基金(農林水産省)
 - ・ 水資源機構(国土交通省)
- など

(3) その他の見直し

- ◇ 内部統制の充実・強化(各法人共通)
 - ◇ 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定
- など

2. 平成24年度見直し対象法人の概要及び「勧告の方向性」の主な指摘事項

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
内閣府	北方領土問題対策協会	○北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う	16 (14)	16	15	1) 啓発事業について、複数の視点から多角的に国民の関心度を分析・測定。また、北方領土問題に関心が薄いとされる若年層に対する啓発を重点的に実施。 2) 融資事業について、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)の趣旨にふさわしいものとなるよう、融資資格の継承についての確に審査を実施するとともに、メニューを見直し。	5
		○北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う					
消費者庁	国民生活センター	○国民生活の改善に関する情報の提供 ○国民生活に関する国民からの苦情、問い合わせ等に対する情報の提供 ○重要消費者紛争の解決	122 (91)	44	28	1) PIO-NETについて、運用面の改善による苦情相談情報の登録期間短縮を図るとともに、その取組及び登録期間について次期中期目標等に明記。 2) 事務所について、消費者行政全体の枠組みの中での商品テストの在り方を含め、最も効率的・効果的となるよう検討。	3

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
総務省	統計センター*	<ul style="list-style-type: none"> ○国勢調査、消費者物価指数、労働力調査(完全失業率)等国の基幹的統計の製表 ○府省・地方自治体の統計作成の支援 ○政府全体の公的統計基盤の整備・提供 	841 (240)	97	88	<ul style="list-style-type: none"> 1) 製表業務における民間委託について、組織体制等のスリム化・合理化を進める上では、民間委託の更なる活用が必要不可欠であるため、民間委託に関する基準・方針等を明らかにするとともに、コスト分析を実施し、民間委託が効率的な場合には民間委託を徹底。 2) 組織体制等のスリム化・合理化の工程表となる計画について、具体的な数値を盛り込んだ上で策定し、組織体制等の不断の見直しを実施。 	9
財務省	造幣局*	<ul style="list-style-type: none"> ○貨幣製造事業(貨幣の製造・鋳つぶし等) ○精巧金属工芸品製造等事業(勲章、褒章、賜杯、記章、極印、金属工芸品の製造、貨幣の販売等) ○貴金属の品位証明等 ○貨幣等に関する研究開発 	926 (235)	286	—	<ul style="list-style-type: none"> 1) 経費削減対象である「固定的な経費」について、偽造防止上の観点に配慮しつつ、第三者が検証できるよう情報を開示するとともに、経費削減対象とならない「変動費」についても削減への取組を促進。 2) 研究開発業務について、評価規程類が未整備であり研究テーマごとに予算が管理されていないことから、平成24年度は執行途中からこれを改めることとし、25年度以降は、適正な評価を実施。 3) 施設整備について、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等に関する厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報を開示。 	15

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
財務省	国立印刷局*	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティ製品事業(①銀行券の製造、②国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷) ○情報製品事業(①官報の編集、印刷及び普及、②法令全書の編集、印刷若しくは作成、白書その他の刊行物の普及、③その他公共上の見地から必要な印刷物(国会用製品(議案・公報・会議録・予算書・決算書)の製造又は印刷) ○銀行券等に関する研究開発 ○病院事業 	4,470 (356)	771	—	<ul style="list-style-type: none"> 1) 経費削減対象である「固定的な経費」について、偽造防止上の観点に配慮しつつ、第三者が検証できるよう情報を開示するとともに、経費削減対象とならない「変動費」についても削減への取組を促進。 2) 施設整備について、費用対効果等の投資効果及び投資の妥当性等に関する厳格な事前審査を実施するとともに、審議結果については、偽造防止上の観点に配慮しつつ、情報を開示。 3) 東京病院については、現行中期目標期間終了時まで印刷局の事業としては廃止すべく手続を進めることとし、次期中期目標期間においては本事業から撤退。 	21
財務省	日本万国博覧会記念機構	○万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・	48 (15)	38	—	<ul style="list-style-type: none"> 1) 平成25年度末の万博機構廃止を視野に、公園事業を大阪府へ移管するための実務的な作業を実施。 	25

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)		「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
					国の 財政 支出 (億円) (注3)		
		・運営 ○日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付				2) 基金事業について、公正性・透明性を確保するとともに、公園・環境に関係する事業等への助成に重点化した事業として公益認定法人へ承継。 3) 公園事業勘定の投資有価証券について、万博機構廃止の際、国の出資割合に応じて国庫返納。	
文部科学省	日本学術振興会	○学術に関する必要な助成 ○若手研究者の養成・確保 ○学術に関する国際交流の促進 ○学術の応用に関する研究の実施 ○学術の社会的連携・協力の推進 ○国の助成事業に関する審査・評価 ○学術の振興に関する調査及び研究	138 (15)	2,718	2,598	1) 学術の助成に関する業務について、文部科学省が公募・審査・交付等を行っている新学術領域研究、特別研究促進費及び研究成果公開促進費を、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、次期中期目標期間中に日本学術振興会への一元化を推進。 2) 研究助成の評価について、客観性の一層の向上を図る観点から、次期中期目標期間において、評価業務の効率化を図りつつ、評価機能を充実させるための具体的方策を検討・実施。 3) 学術の国際交流に関する業務について、業務の効率化を図る観点から、外国人著名研究者招へい、外国人招へい研究者(長期・短期)及び外国人特別研究員(一般、欧米短期、サマー・プログラム)を統合・メニュー化。	33

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)		「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
					国の 財政 支出 (億円) (注3)		
文部科学省	理化学研究所	○科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ○科学技術に関する試験・研究及び開発を行う者への施設及び設備の共用 ○科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,369 (1,170)	900	847	1) 実施する研究について、理化学研究所の使命と目標の明確化を図り、科学技術政策全体の中で理化学研究所が真に担うべき研究に重点化。グリーンイノベーション及びライフイノベーションについては、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、理化学研究所が達成すべき水準を次期中期目標に明記。 2) 保有する知的財産について、必ずしも収支の観点のみにとらわれず、我が国の技術競争力の向上等に係る特許の戦略的な取得・保持が重要。一方で戦略的保持の必要性が低い特許は、一層効率的な知的財産の管理を推進。 3) 保有する研究施設について、施設の有効活用による我が国全体としての研究開発能力の向上や理化学研究所における自己収入の拡大を図る観点から、外部からの利用ニーズの更なる把握に努め、より一層の外部利用を推進。	35
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	○宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ○人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,167 (292)	2,089	2,064	1) 宇宙事業について、民間事業者による宇宙開発利用の促進の観点から、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転を行うとともに、民間・関係機関等における一層の研究開発成果の活用を推進。 2) 航空科学技術に関する研究開発について、安全や環境に関連するものへの重点化を進める中で、国が独立行政法人に実施させるべき先端的・基盤的な研究開発に更に特化し、その具体的な方針を次期中期目標に明記。	39

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円)		「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
				(注2)	国の財政支出 (億円) (注3)		
						3) 機構が行う契約について、過大請求の再発防止の観点から、第三者を含めて不正発生の原因究明を徹底に行った結果を踏まえ、契約相手先との関係を含む機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策を実施。	
文部科学省	日本スポーツ振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務 ○国際競技力向上のための研究・支援等業務 ○スポーツ振興投票業務 ○スポーツ振興基金業務 ○災害共済給付業務、学校安全支援業務 	338 (296)	1,297	110	<ul style="list-style-type: none"> 1) スポーツ振興助成事業について、より効果的な助成を行うため、助成効果を検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を次期中期目標等において設定。 2) 施設管理業務及びスポーツ振興投票業務について、業務の質や収入等の維持に留意しつつ一層のコスト削減を図るため、次期中期目標において、契約方法等を改めること等により業務に要する費用の軽減を図るなど、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を明記。 3) 国立登山研修所の業務について、近年登山事故が増加している状況下での中高年登山者への対策の強化などより具体的な対策を講ずるとともに、具体的な成果指標を次期中期目標に設定。 4) 保有する施設について、自己収入の確保の観点から、①固定広告物、命名権の更なる導入について検討。②目標稼働日数の設定において、法人の努力を促すような目標を設定。 	43
文部科学省	日本芸術文化振興会	○芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助	296 (70)	186	140	1) 伝統芸能の伝承者の養成について、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、選定に至った経緯、理由を明らかにする。また、伝統芸能の担い手の裾野を広げていくための効果的かつ効率的な取組を検討。	47

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円)		「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
				(注2)	国の財政支出 (億円) (注3)		
学省		<ul style="list-style-type: none"> ○施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施 ○伝統芸能の伝承者の育成及び現代舞台芸術の実演家等の研修 ○伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究、資料収集 ○劇場施設の貸付 				<ul style="list-style-type: none"> 現代舞台芸術の実演家の研修について、次期中期目標に当該研修の成果目標を定めるものとし、研修成果を国民に分かりやすい形で明らかにするとともに、成果の検証を厳密に行い、研修分野・規模を不断に見直し。 2) 芸術文化振興のための助成事業について、次期中期目標期間中にプログラムディレクター等を活用した新たな審査・評価の仕組みの試行的導入で得られる検証結果を踏まえ、より一層効果的かつ効果的な実施を図る観点から、文化庁が実施している国際芸術交流支援事業を日本芸術文化振興会に一元化することを検討。 3) 新国立劇場及び国立劇場おきなわに関する業務委託について、収支構造の改善等のための取組方策を次期中期目標に具体的に明記。また、現行の業務委託の在り方について、最も経済的かつ効果的なものとなるよう不断に見直し。 	
文部科学省	私立学校振興・共済事業団(助成業務)	<ul style="list-style-type: none"> ○私立大学等に対する補助事業 ○学校法人等に対する貸付事業 ○学校法人等に対する経営支援・情報提供事業 	102 (1)	5,118	—	<ul style="list-style-type: none"> 1) 私立大学等経常費補助金について、「大学改革実行プラン」(平成24年6月5日文部科学省策定)の趣旨を踏まえ、明確なメリハリある配分・一層の重点投資を実施することで、私立学校のガバナンスの強化を推進し、経営基盤の強化を促進。 2) 貸付事業について、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が一層厳しくなる状況を踏まえ、学校経営の安定的な運営を図る観点から事業を実施し、リスク管理機能を強化。 	49
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	○中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業の実施	269 (139)	8,495	92	1) 退職金未請求者等の縮減について、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期未請求者等については、例えば時効の援用など、新たな長期未請求者等数の縮減方策を検	53

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
働省	構					討。 2) 累積欠損金の解消について、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を推進。	
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	○高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等 ○障害者に係る職業リハビリテーションの提供、障害者雇用納付金関係業務等 ○職業能力開発業務(職業訓練業務)等	3,891 (2,780)	1,368	853	1) 本部の業務運営体制について、業務量の減少が見込まれる部門の体制の点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう再構築。 2) ポリテクセンター等については、都道府県への移管を進めるとともに、定員充足率が低調なものは統廃合を含めて検討。 3) その他の地方施設についても幅広く整理・統合を検討。	57
厚生労働省	福祉医療機構	○社会福祉施設、病院等の設置等に必要の資金の貸付及びこれに伴う経営の診断・指導、情報提供 ○NPO法人など、社会福祉振興事業を行う者に対する助成事業 ○社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する事務	253 (21)	1,898	328	1) 福祉医療貸付事業については、民業補完を徹底し、融資対象を重点化。また、福祉・医療分野の成長に資するため、民間金融機関に対して、機構が保有するノウハウ等を提供するとともに、併せ貸しを一層拡大。 2) 経営基盤が脆弱とされる福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の財務状況等を把握するためのモニタリングを推進。	61

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
		○地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事務 ○厚生年金保険、国民年金及び労働者災害補償保険の年金受給者に対する年金受給権を担保とした小口の資金の貸付 ○年金住宅融資等に係る債権の管理及び回収					
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等	226 (113)	40	25	1) 法人施設利用者の自立支援のための取組、調査研究等について、全国の障害者支援施設等での活用を目的としたモデル的支援の確立や調査研究に特化。 また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修について、専門家を育成するための取組を推進。 2) 法人の内部組織について、施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減。	63
農林水産省	農畜産業振興機構	○畜産・野菜・甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及び	219 (28)	3,483	991	1) 肉骨粉の適正な処理等の経営安定対策の補完対策について、事業の実施効果等に加え、補完対策に係る関係機関の議論等を注視しつつ、事業の在り方を含めた不連続の見直し。	67

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
農林水産省	農業者年金基金	○農業者年金事業の実施	74 (10)	2,193	1,279	<p>1) 農業者年金が「農業者の確保」を目的とした政策年金であることを踏まえ、若く意欲ある農業者に対する加入推進等にポイントを置いた目標を設定。 同時に、加入推進活動について、若く意欲ある農業者への働きかけの重点化及び厳格かつ不断の効果検証による経済性・有効性の高度化を実施。</p> <p>2) 農業委員会や農業協同組合等に対する業務委託費について、全体額の計画的な削減を図りつつ、①委託先における加入推進活動が活発化するようなインセンティブを付与又は強化する、②業務実態等に即した配分とするとの観点から見直し。</p> <p>3) 年金基金の業務実施体制について、旧年金受給権者の減減や農地売買貸借等事業の実績低下に伴う業務量の減少と、新年金加入者等の増加、考査指導の拡充・強化に伴う業務量の増加を踏まえ、法人全体の業務量を適切に見積もった上で見直し</p>	73

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の財政支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ○産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等 ○新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等 ○京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得 	849 (7)	1,369	1,307	<p>1) 法人のミッションについて、産業競争力の強化に貢献するために業務の見直しを行うとともに、再生可能エネルギーの必要性が高まっていることから、新エネルギーを含めたグリーン・イノベーション分野に重点化。</p> <p>2) 技術開発マネジメントについて、以下の見直し。 ① 世界最先端の資金配分機能を有する技術開発マネジメント機関を目指すとして ため、次期中期目標においては具体的な内容を明確に記載。 ② プロジェクトの進捗状況を段階ごとに一層詳細に把握・管理し、配分予算の調整が可能となるよう、メリハリの効いたプロジェクト管理を展開。併せて、500 億円前後の運営費交付金債務の減少に向け努力。</p>	83

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
		○鉱工業承継業務、石炭経過業務				3) 人材戦略について、より良い人材なくしては『技術開発マネジメント機関』としての資金配分機能は発揮できないことから、以下の見直し。 ① 民間出向者等が全体の約3割を占めていることから、技術開発マネジメント等の業務運営に関し、利益相反排除のための取組を促進し透明性を確保。 ② NEDO が目指すべき技術開発マネジメント機関に対応した人材の育成・確保を図るため、必要となる人材について具体的に検討。	
経済産業省	情報処理推進機構	○情報セキュリティ等対策の推進 ○情報システムの信頼性の向上 ○高度IT人材の育成(スキル標準、情報処理技術者試験等)	169 (104)	101	39	1) 情報処理政策とその実施機関について、以下の見直し。 ① IT業界は時々刻々と変化しており、危機感と緊張感をもった政策展開が必要であることから、情報処理政策の実施体制を不断に見直し。 ② 政策実施機関は、専門性・特殊性の業務を継続して行わなければならないとしていることから、IPAの人材戦略を見直し。 2) 指標設定・目標水準が曖昧で不明確であり、業務実績の効果が明確に把握されていないため、分かりやすい指標と明瞭かつ客観的な目標水準の設定及び事業効果の把握・算定手法の確立。 3) 毎年度、運営費交付金債務が発生しており、事務及び事業の規模について抜本的見直しを行い、予算規模を適正な水準にまで縮小するとともに、毎年度の運営費交付金債務残高の発生要因を厳格に分析した上で、運営費交付金を厳格に算定。	89
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要資金の出資、融資及び債務保証等	475 (299)	16997	2,927	1) 次期中期目標・中期計画において、本法人の存在意義や目指すべき姿を明確にするるとともに、資源の探鉱・開発支援事業について、達成すべき内容や水準等を可能な限り定量的かつ具体的に明記。	95

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤 職員数 (非常勤 職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
		(リスクマネー供給) ○石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究・技術開発及び情報提供 ○石油及び金属鉱産物の備蓄 ○鉱害防止に係る支援	475 (299)	16997	2,927	2) リスクマネー供給業務について、以下の見直し。 ① 金融資産課の新設等リスクマネー資産管理に関する取組について、民間金融機関等の取組を参照しつつ充実を図り、プロジェクト全体の管理を適切に実施。 ② 的確なリスク分析に基づき指標を設定した上で、プロジェクトの進捗状況を段階ごとに詳細に把握するとともに、定期的に評価を実施し、事業継続又は事業終結等に係る機動的かつ柔軟な意思決定を行うよう、適時適切なマネジメントを確保。	
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等 ○鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等 ○旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等 ○内航船舶の共有建造、技術支援等 ○運輸技術に関する基礎的研究等	1,597 (209)	18,751	965	1) 船舶共有建造業務について、未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組を行うとともに、次期中期目標期間中の繰越欠損金(平成23年度末現在約521億円)の削減計画を策定すること等により、海事勘定における財務内容の一層の改善を具体的に推進。 2) 基礎的研究業務について、独立行政法人の業務としては廃止し、以後真に必要なものを国で実施。併せて、当該業務に係る組織・人員の合理化を推進。 3) 国鉄清算事業東日本支社について、平成24年度末に廃止し、人員の合理化を推進。また、同西日本支社についても、残された土地の処分の進捗状況等を踏まえ、人員の合理化を推進するとともに、吹田事務所を残業務の状況を見極めた上で、次期中期目標期間中に廃止。	101

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
国土交通省	水資源機構	<p>○水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る</p>	1,373 (365)	1,727	296	<p>1) 業務運営体制について、ダム事業の検証及び施設管理業務の民間委託の拡大の状況を踏まえ、業務量に応じた組織及び要員配置となるよう要員配置計画を適時適切に改定するとともに、出先機関の計画的な見直し、本社等の業務スペースも適切な規模にすることにより、全体的にスリム化を推進。</p> <p>2) 総合技術センターにおける試験内容や保有する施設・試験機器について、他の機関と類似していると考えられるものがみられることから、他の機関との試験等の実施可能性について検討した上で、機器の共同利用等を行うことにより連携を強化。</p>	111

主務府省	法人名 ※は特定 独法	主な業務	常勤職員数 (非常勤職員数) (人) (注1)	H24予算 (億円) (注2)	国の 財政 支出 (億円) (注3)	「勧告の方向性」の主な指摘事項	ページ
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	<p>○高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け</p> <p>○債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)</p>	85 (6)	45,414	835	<p>1) 高速道路の維持・管理について、中央自動車道笹子トンネル天井板の落下事故の重大性に鑑み、国及び機構は、「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」等の検討状況を踏まえ、高速道路会社と一体となって、老朽化対策を講じるとともに管理水準の向上を図ることにより、高速道路の安全性を一層向上。</p> <p>2) 債務返済業務について、機構から高速道路会社に対する高速道路貸付料の算定の仕組みにおける高速道路会社等の利益剰余金(平成23年度末現在約2,061億円)の在り方について、利用者還元、債務の早期・確実な返済等の観点から検討。</p> <p>3) 高速道路会社との協定等について、変更の際にホームページ等で公表されている内容、変更理由及びその考え方が分かりにくいことから、どのような場合に協定等の変更を検討する必要があるのかについての考え方を公表するとともに、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等を国民に分かりやすく公表。</p>	117

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)と非常勤職員数は平成24年4月1日現在である。ただし、空港周辺整備機構は、平成24年7月1日現在である。

(注2) H24予算は、各法人の当初予算ベースの平成24年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等(他勘定への繰入れを含む。)

(注3) 国の財政支出は「平成24年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

(4) 見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 24 年度に見直しを行った独立行政法人 27 法人について、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案(以下「見直し最終案」という。)を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 25 年3月 14 日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。